

年度経営計画

平成29年度

広島県信用保証協会

1 経営方針

広島県信用保証協会

(1) 業務環境

県内経済は、生産は横ばい圏内の動きではあるものの、設備投資は緩やかに増加し、個人消費も底堅く推移するなど、全体として緩やかに回復しています。

平成 29 年度においては、政府の経済対策による景気の下支えが期待される中、米国新政権の政策運営や欧州各国における選挙動向などが、自動車、船舶、鉄鋼など輸出型製造業のウエイトが高い県内経済にどのような影響を及ぼすのか不透明であるため、地域の金融・経済状況や、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）の資金需要に注視し、時機を逸することなく迅速かつ適切な取組を行っていく必要があります。

1 経営方針

広島県信用保証協会

(2) 業務運営方針

このような状況のもと、当協会は、国内外の社会経済情勢の変化に伴う県内中小企業等の様々な局面において、事業活動を継続するための必要十分な信用供与を行うとともに、「中小企業政策審議会」の『信用補完制度の見直し』を踏まえた取組を主体的に行います。

また、地方創生、地域活性化により一層貢献するため、中小企業等や金融機関等関係機関（以下、「金融機関等」という。）との信頼関係を深め、創業支援や経営支援に取り組むほか、適正な求償権の管理にも取り組みます。

さらに、当協会の信頼向上のため、ガバナンスや経営基盤の強化を図るとともに、人材の育成にも取り組みます。

2 重点課題

広島県信用保証協会

【 保証部門 】

(1) 現状認識

県内経済は緩やかな回復基調を維持し、中小企業等の金融環境も良好な状況が続いています。しかしながら、人手不足や原油・素材価格上昇といった中小企業等を取り巻く環境は依然として楽観視できない状況が続いており、中小企業等の状況や資金ニーズを的確に把握し、必要十分な信用保証を柔軟かつ迅速に提供していきます。

また、県内の創業環境の整備を背景として、多くの創業チャレンジが進んできており、更にその流れを加速させるため、金融機関等とこれまで以上に連携強化を図り、創業支援事業に係る保証を積極的に働き掛けるとともに、「オール広島創業支援ネットワーク」において当協会に期待される役割を積極的に担っていきます。

保証審査においては、中小企業等の成長発展や持続的発展を支えるため、事業実態の把握や成長可能性を適切に捉える等目利きによる保証判断のほか、反社会的勢力等の介在は許さない姿勢を堅持していきます。

2 重点課題

広島県信用保証協会

(2) 具体的な課題

- ア 必要十分な信用保証の提供
- イ 創業支援の強化
- ウ 関係機関との連携強化
- エ 適正保証の推進

(3) 課題解決のための方策

ア 必要十分な信用保証の提供

- (ア) 信用力の乏しい中小企業等に対して、対話を図りながら様々な局面で必要十分な信用供与を行います。
- (イ) 資金ニーズに対して柔軟・迅速に取り組むため、積極的に各種提携保証制度を活用するとともに、適宜適切な見直しを行います。
- (ウ) 借換保証をはじめとする国の制度や、県・市町の融資制度を積極的に活用します。

2 重点課題

広島県信用保証協会

イ 創業支援の強化

- (ア) 県内の経済活動を活性化させるため、関係機関と連携し、セミナーや創業相談会を開催するとともに、支援機関と金融機関が協力して行う創業に係る保証は柔軟に対応します。
- (イ) 創業保証後においても、積極的に経営者等との対話を推進し、必要に応じて専門家を派遣するなどフォローアップを充実させることにより、事業の安定・継続に向けた支援を強化します。

ウ 関係機関との連携強化

信用保証制度の周知や中小企業等のニーズの把握などのため、金融機関等との勉強会や情報交換会を開催するとともに、県・市町の融資制度の利便性を向上させその利用促進を図るため、県・市町との連携強化に努めます。

エ 適正保証の推進

- (ア) 反社会的勢力や不正な保証利用を未然に防止するため、警察等関係機関との連携に加え、平素から情報の収集・蓄積に努めます。
- (イ) 代位弁済に至った事案が持つ課題等を継続的に検証し、保証審査に活用します。

2 重点課題

広島県信用保証協会

【 期中管理部門 】

(1) 現状認識

借換保証による正常化に向けた取組により、条件変更残高は減少傾向にあるものの、今後の中小企業等を取り巻く環境の変化によっては、条件変更が増加に転じたり、更には代位弁済が増加することが懸念されます。

このため、経営改善に取り組む中小企業等に対しては、経営者等との対話などを通じて経営実態をより詳細に把握し、それを踏まえた経営の改善や安定に向けた支援を、金融機関等とも連携を図りながら、早期かつ継続的に講じていきます。

一方、経営改善が見込まれない先に対しては、経営者や金融機関等と慎重かつ十分な協議を行い、適切に対応していきます。

(2) 具体的な課題

ア 期中支援の強化

イ 期中管理の徹底

2 重点課題

広島県信用保証協会

(3) 課題解決のための方策

ア 期中支援の強化

(7) 広島県中小企業支援ネットワークや経営サポート会議等を通じて、経営改善支援の取組についての情報交換の実施や、経営改善のための金融支援にかかる合意形成を図るなど、地域金融におけるハブ機能を積極的に担っていきます。

(4) 経営者等との対話などにより中小企業等の現況把握に努め、関係機関とも連携を図りながら、必要に応じた支援策を講じていきます。また、経営改善に前向きに取り組む中小企業等に対しては、広島県中小企業診断協会と連携した経営診断を実施し、更には、認定支援機関が経営改善計画策定支援を行った中小企業等に対しては、経営改善計画の遂行をサポートします。

イ 期中管理の徹底

返済遅延などにより償還が困難になると思われる事実を予見または認知した時は、金融機関や経営者等との対話を通じて、迅速かつ早期に現況把握に努めます。それを踏まえ、経営改善が見込まれる先に対しては、柔軟に借換保証や条件変更を行い、経営改善が見込まれない先に対しては、代位弁済方針など速やかな方針決定を行います。

2 重点課題

広島県信用保証協会

【 回収部門 】

(1) 現状認識

代位弁済の減少や、無担保、第三者保証人非徴求といった回収資源の乏しい求償権の増加により、求償権回収額は減少傾向にあり、今後も回収の見通しとしては極めて厳しい状況が見込まれます。そのため、よりきめ細かな対応を行うことにより、求償権の実態把握に努め、個々の求償権の内容に応じた方針決定を行うなど、その解決を見据えた適正な求償権の管理を行います。

また、代位弁済後においても、事業継続の可能な中小企業等に対する再生支援や保証人の生活再建支援に積極的に取り組めます。

(2) 具体的な課題

- ア 求償権の適正な管理
- イ 再生支援への取組

2 重点課題

広島県信用保証協会

(3) 課題解決のための方策

ア 求償権の適正な管理

- (7) 実地調査、資産調査及び交渉経緯などを踏まえ、個々の求償権の内容を把握し、その解決を見据えた方針決定とその方針に基づいた取組の進捗管理を行います。
- (4) 求償権の状況に応じ、担保権の行使をはじめとする各種法的手続きを効果的に行います。
- (5) 期中管理部門と、代位弁済に至る前段階から緊密に連携を図り、代位弁済後の早い段階での求償権の回収に取り組みます。

イ 再生支援への取組

事業再生が見込まれる中小企業等には、再生支援協議会等関係機関と連携し、求償権の放棄、不等価譲渡あるいは求償権消滅保証などを活用することにより再生支援に取り組むとともに、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、保証人の生活再建支援にも取り組みます。

2 重点課題

広島県信用保証協会

【 その他間接部門 】

(1) 現状認識

当協会が、中小企業等の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割と責任を持続的に果たしていくためには、コンプライアンス態勢の充実、人材の育成及び経営基盤の強化を図るなど、不断の取組が必要となります。

(2) 具体的な課題

- ア コンプライアンス態勢の充実
- イ 人材の育成
- ウ 経営基盤の強化

(3) 課題解決のための方策

- ア コンプライアンス態勢の充実

- (ア) 社会的信頼を確立していくため、コンプライアンスプログラムに基づく取組を着実に実施します。
- (イ) 情報管理の強化に努め、個人情報の保護の徹底を図ります。

2 重点課題

広島県信用保証協会

イ 人材の育成

- (7) 自らの役割を認識し、今後の環境の変化や年々複雑かつ多岐にわたる業務に的確に対応できる職員を育成するため、体系的かつ計画的に階層別研修や課題別業務研修などを実施します。
- (1) 全役職員が協会及び各々の部署の目標を自覚し、行動できるよう、引き続き基本理念等の浸透を図ります。

ウ 経営基盤の強化

- (7) 経営の透明性を高めるため、業務内容や事業活動について広報するとともに、財務諸表や経営計画等についても公表します。
- (1) 職員の構成バランスに配慮し、適正な組織体制を維持するため、定期・計画的な採用を行います。
- (7) 財政基盤を強化するため、安全性・流動性を考慮した効率的な資産運用に努めます。

3 事業計画

広島県信用保証協会

(単位 : 百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	170,000	60.7	84.2
保証債務残高	425,000	75.9	83.8
保証債務平均残高	452,904	80.5	84.5
代位弁済	7,000	87.5	145.8
実際回収	2,000	87.0	95.2
求償権残高	2,152	82.8	140.6

積算の根拠(考え方)
<p>・保証承諾 緩やかな景気回復及び低金利状況から保証利用の減少が予想され、保証承諾は減少としました。責任共有対象の構成比は、最近の実績を踏まえ、次の通りとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任共有対象 166,600百万円(構成比 98%) ・責任共有対象外 3,400百万円(同 2%)
<p>・保証債務残高 保証承諾の減少及び前年度における償還率の傾向を考慮し、保証債務残高は減少としました。責任共有対象の構成比は、最近の実績を踏まえ、次の通りとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任共有対象 361,250百万円(構成比 85%) ・責任共有対象外 63,750百万円(同 15%)
<p>・代位弁済 景気回復及び積極的な期中支援により前年度と同等程度に推移するものと推測されるが、経済情勢によっては予断を許さない状況であり、代位弁済は増加としました。責任共有対象の構成比は、最近の実績を踏まえ、次の通りとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任共有対象 4,200百万円(構成比 60%) ・責任共有対象外 2,800百万円(同 40%)
<p>・実際回収 回収資源の乏しい求償権が増加している一方で、代位弁済の増加を見込むことを考慮し、前年度と同等の回収額としました。責任共有対象の構成比は、最近の実績を踏まえ、次の通りとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任共有対象 500百万円(構成比 25%) ・責任共有対象外 1,500百万円(同 75%)